バイオマス産業都市Q&A

Q1:バイオマス産業都市とは何ですか。バイオマスタウンとはどのように違うのですか。

A: バイオマス産業都市とは、バイオマスの活用に重点をおいたバイオマスタウン構想を更に発展させ、木質、食品廃棄物、下水汚泥資源、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で地域を選定し、連携して支援を行います。

バイオマスタウン構想は、バイオマスの活用に重点をおいた市町村を基本単位とする取組ですが、バイオマス産業都市構想は、バイオマスタウンを更に発展させ、バイオマスを活用した産業化に重点をおいた取組で、地域の実情に応じて、①市町村(単独又は複数)、②市町村(単独又は複数)と都道府県の共同体、③これらと民間団体等(単独又は複数)との共同体のいずれかが作成主体となることができます。

Q2:バイオマス産業都市構想の作成主体はどこですか。

- A: バイオマス産業都市づくりには、一般に広く薄く存在するバイオマスの生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムの構築が必要となること等を勘案し、地域の実情に応じ、以下の主体が単独又は共同でバイオマス産業都市構想を作成し、応募します。
 - ① 市町村(単独又は複数)
 - ② 市町村(単独又は複数)と当該市町村が属する都道府県の共同体
 - ③ ①又は②と民間団体等(単独又は複数)との共同体

Q3:バイオマス産業都市の選定はどのように行われるのですか。どのような点を評価するのですか。

A: バイオマス産業都市の選定プロセスは、以下のとおりです。

- (1)7府省が共同でバイオマス産業都市構想の提案の募集を行います。応募のあった提案は、地方農政局等及び事務局で整理します。
- (2)有識者で構成するバイオマス産業都市選定委員会において、ヒアリング・審査を行い、選定委員会としての選定推薦案を決定します。
- (3)選定委員会の選定推薦案をもとに7府省が共同で選定を行います。選定結果は公表するとともに、選定された地域にはバイオマス産業都市の 選定の認定証を交付します。
- (4)バイオマス産業都市の選定に当たっては、以下の視点を踏まえ、応募があったバイオマス産業都市構想の内容を総合的に評価します。
 - ① 先導性:バイオマス産業都市が目指す将来像と目標を実現し、全国のモデルとなるような取組であるか。
 - ② 実現可能性:自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下で経済性が確保された一貫システムの構築が見込まれるなど、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化の実現可能性が高いか。
 - ③ 地域波及効果:地域のバイオマスの利用促進、地域循環型のエネルギーの強化、地域産業振興·雇用創出、温室効果ガス削減などの地域波及効果が高いか。
 - ④ 実施体制:自治体·事業者等の地域の関係者の連携の下でバイオマス産業都市構想の具体化、評価等を適確に実施していくための実施 体制ができているか。

Q4:バイオマス産業都市構想には、どのようなことを記載すればよいのですか。

- A: バイオマス産業都市構想には、以下の事項を記載することとしています。地域のバイオマスを活用した事業化プロジェクトを企画立案し、その実行を通じて地域の産業・雇用の創出、再生可能エネルギーの強化など、いかにして幅広い地域波及効果を産み出していくかがポイントとなります。詳しくは募集要領をご参照ください。
 - ① 地域の概要:対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特色、作成主体等
 - ② 地域のバイオマス利用の現状と課題:地域のバイオマスの賦存量、利用率(量)等の現状と課題
 - ③ 目指すべき将来像と目標:バイオマス産業都市を目指す背景や理由、バイオマス産業都市として目指すべき将来像、達成すべき目標
 - ④ 事業化プロジェクトの内容: 当該年度に具体化する取組(5年以内に具体化する取組、10年以内に具体化する取組等がわかるように記載)
 - ⑤ 地域波及効果:地域の実情に応じ、③の将来像や目標も踏まえつつ、バイオマス産業都市構想の具体化による地域波及効果を記載
 - ⑤ 実施体制:自治体·事業者等の地域の関係者の連携の下で構想の具体化、評価等を実施していくための実施体制を記載
 - ⑦ フォローアップの方法:③の目標の達成状況等の評価や構想見直しの時期・方法等を記載する(原則5年後に中間評価を実施)。
 - ⑧ 他の地域計画との有機的連携

Q5:バイオマス産業都市構想に盛り込む事業化プロジェクトとはどのようなものですか。

A: 事業化プロジェクトとは、バイオマス産業都市構想の期間内に具体化する取組のことであり、バイオマス産業都市構想の中核部分です。直近年度に具体化する取組、5年以内に具体化する取組、10年以内に具体化する取組の別がわかるように記載します。直近年度に具体化する取組については、事業内容や事業採算性などの詳細がわかるように記載します(事業概要、事業主体、計画区域、原料調達計画、施設整備計画、製品・エネルギー利用計画、事業費、年度別実施計画、事業収支計画(内部収益率(IRR)を含む。)、事業実施体制等)。5年以内及び10年以内に具体化する取組については、可能な限り具体的な内容がわかるように記載します(事業概要、事業主体、計画区域、事業全体フロー等)。

電力の固定価格買取制度を活用する取組については、応募時点における電力会社との協議状況を簡潔に記載します。直近年度に具体化する取組については少なくとも正式なアクセス協議(接続検討)を終えていることが必要です。

Q6:バイオマスを活用した事業を5年後に計画していますが、事業の構想段階でも選定を受けることができますか。

A: バイオマス産業都市は、7府省が連携し、地域のバイオマスを活用した産業化に向けた具体的な取組を後押しし、地域の産業・雇用の創出や再生可能エネルギーの強化を推進するものです。バイオマス産業都市構想の中核部分である事業化プロジェクトについては、事業主体、原料調達計画、施設整備計画、製品・エネルギー利用計画、事業収支計画など、事業内容や事業採算性等が評価できる具体的な内容を記載する必要があります。このため、関係者で話し合いを進め、目指すべき姿とともに、事業化プロジェクトの方針や内容を固め、それによる地域波及効果等をベースにバイオマス産業都市構想を作成することになります。

Q7:バイオマス産業都市に選定されるとどのようなメリットがあるのですか。例えば、どのような施策が活用できるのですか。

A: バイオマス産業都市の選定地域に対しては、バイオマス産業都市構想の実現に向けて、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含め、関係府省が連携して支援を行います。なお、関係府省の施策の活用に当たっては、別途当該施策を所管する府省の審査・採択が必要です。各府省は、それぞれの政策推進の観点から、バイオマスに関連する施策・予算を担当しています。

例えば、農林水産省は、みどりの食料システム戦略推進交付金、林業・木材産業成長産業化促進対策、経済産業省は、地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業、国土交通省は、下水道リノベーション推進総合事業(社会資本整備総合交付金)等、環境省は、循環型社会形成推進交付金、再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業等の施策・予算を担当しています。

また、選定された地域は選定の翌年度から10年間、構想の取組状況等を報告していただきます。なお、選定後11年目以降は、取組状況の報告は5年毎に行っていただきます。

Q8:バイオマス産業都市構想を市町村バイオマス活用推進計画とみなすことは可能ですか。

A: 市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマス活用推進基本法(平成21年6月12日法律第52号)に規定される手続きを経ることでみなすことが可能です。バイオマス産業都市構想を市町村バイオマス活用推進計画とする場合は、各市町村で必要な手続きを行っていただき、ホームページ等により公表して下さい。その場合、Q10に記載している地方農政局食品企業課等にご連絡願います。

なお、複数市町村の共同体によりバイオマス産業都市に選定されている場合には、市町村バイオマス活用推進計画が単一の市町村で策定する計画であることから、当該バイオマス産業都市構想そのものを市町村バイオマス活用推進計画とすることは困難であると考えられます。

Q9:新たな「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」(令和4年8月バイオマス活用推進専門家会議決定)と バイオマス産業都市構想との関係性はどのようなものですか。

A: 「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」(以下「技術ロードマップ」)は、バイオマスの利用技術の到達レベルを一覧性をもって俯瞰できる産学官共通の技術評価のプラットフォームとして、技術開発の進展の状況に応じて、効率的かつ効果的に研究・実証を進め、実用化段階にある技術は事業化に活用することとされています。

バイオマス産業都市構想に基づく取組を優先採択することとしている「みどりの食料システム戦略推進交付金(うちバイオマス地産地消対策)」 (農林水産省)では、技術ロードマップにおいて技術レベルが新たに実用化段階に達した又は5年以内に実用化と評価されている新技術を活用して、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備に対しても支援を行うこととしています。

Q10:バイオマス産業都市構想の作成を検討しようと思っていますが、どこに相談すればよいですか。

A: バイオマス産業都市構想に関するご質問は、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課又は地方農政局食品企業課等にご連絡ください。 また、バイオマス産業都市構想の作成に当たっては、(一社)日本有機資源協会が作成した「バイオマス産業都市構想作成の手引き」などを参照してください。

【連絡先】

○ 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課	(TEL:03-6738-6479)
○ 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	(TEL:011-330-8810)
○ 東北農政局 経営·事業支援部 食品企業課	(TEL:022-221-6146)
○ 関東農政局 経営·事業支援部 食品企業課	(TEL:048-740-0336)
〇 北陸農政局 生産部 生産技術環境課	(TEL:076-232-4149)
○ 東海農政局 経営·事業支援部 食品企業課	(TEL:052-746-6430)
○ 近畿農政局 経営·事業支援部 食品企業課	(TEL:075-414-9024)
〇 中国四国農政局 経営·事業支援部 食品企業課	(TEL:086-224-4511)
〇 九州農政局 生産部 生産技術環境課	(TEL:096-300-6028)
〇 内閣府 沖縄総合事務局 食料産業課	(TEL:098-866-1673)

「バイオマス産業都市構想作成の手引き」や構想の雛形例などは以下に掲載していおります。

【バイオマス産業都市の取組(農林水産省HP)】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html